

一般社団法人日本健康相談活動学会

会費規程

第1条 この規程は、定款第9条に基づき、正会員及び学生会員の入会金及び会費に関する必要な事項を定める。

第2条 正会員及び学生会員は入会金の納入を要しない。

第3条 正会員及び学生会員の会費は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 正会員 年 5,000 円

(2) 学生会員 年 2,500 円

第4条 前条の規定に関する会費は、4月1日から翌年3月31日までの1年分とし、この法人が指定する方法で毎年5月31日までに一括して納入しなければならない。

2 本条に定める会費納付に際し、振込手数料は、会員の負担とする。

第5条 定款第10条に基づき、退社するときは1ヶ月以上前に当法人に対して予告し、当該年度の会費を納入しなければならない。

(附則) この内規は2024年6月2日に制定し、同日より施行する。